

第一百五十九回会

参議院総務委員会議録第九号

平成十六年四月一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

愛知治郎君

野上浩太郎君

棟葉賀津也君

堀利和君

高嶋良充君

山内俊夫君

野沢太三君

谷林正昭君

景山俊太郎君

柏村武昭君

岸宏一君

山崎力君

小川敏夫君

狩野安君

片山虎之助君

久世公義君

椎名一保君

世耕弘成君

山内俊夫君

谷林正昭君

松岡満壽男君

鶴岡洋君

日笠勝之君

八田ひろ子君

又市征治君

麻生太郎君

山口俊一君

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任
山内俊夫君
野沢太三君
谷林正昭君
高嶋良充君
景山俊太郎君
柏村武昭君
岸宏一君
山崎力君
小川敏夫君
狩野安君
片山虎之助君
久世公義君
椎名一保君
世耕弘成君
山内俊夫君
谷林正昭君
松岡満壽男君
鶴岡洋君
日笠勝之君
八田ひろ子君
又市征治君
麻生太郎君
山口俊一君

事務局側

常任委員会専門員 藤澤進君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(景山俊太郎君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨三月三十一日、野上浩太郎君、堀利和君、棟葉賀津也君及び愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として野沢太三君、高嶋良充君、谷林正昭君及び山内俊夫君が選任されました。

○委員長(景山俊太郎君) 次に、理事の辞任についてお諮りいたします。
内藤正光君から、文書をもって、都合により理事を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(景山俊太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(景山俊太郎君) 御異議ないと認めま

す。 それでは、理事に小川敏夫君を指名いたしま

○委員長(景山俊太郎君) 次に、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。 麻生総務大臣。

○國務大臣(麻生太郎君) 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定を整備する必要があります。また、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が市町村条例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする等の規定を整備する必要があります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

○委員長(景山俊太郎君) なことをお願いを申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

○委員長(景山俊太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

二、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

三、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

四、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

五、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

六、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

七、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

八、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

特定事業者による防災業務の実施状況に係る定期報告制度を導入するほか、市町村長等による防災業務の運営に関する改善命令等を規定することといたしております。

第三に、住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めた基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

第三に、市町村条例で定める改善命令の導入等に係る規定を整備する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品に係る火災予防対策の充実強化の観点から、從来の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に加えて、貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準について、市町村条例で定めることといたしております。

第二に、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に係る防災体制の整備の観点から、特定事業者が共同で広域共同防災組織を設置し、自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせることができます。また、防災業務の適正化及び責任の明確化の観点から、

第一、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第九条の三に次の二項を加える。

他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の

「広域共同防災規程」を加え、「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条の次に第一条を加える。
(情報提供の要求)

第十四条の二 災害の現場においては、市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ)又はその委任を受けた市町村(特別区の存する区域においては、都道府県。次条において同じ)の吏員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に對して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

第二十五条第一項中「特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。」を削り、「第十六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に、「又は共同防災組織」を「共同防災組織又は広域共同防災組織」に改め、同条第二項中「特別区の存する区域においては、都」の吏員及び同項に規定する「の吏員及び」に、「管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に改める。

第二十七条第三項第六号中「除く。」の下に「との連絡を行い、」を加え、「連絡」を「連絡調整」に改める。
第二十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。
8 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。
第三十一条第二項第九号中「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の

次に次の二項を加える。

3 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果

に關して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

第四十六条第一項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項若しくは同条第八項において準用する第六項若しくは同条第三項の規定による命令、第十九条の二第七項の規定による協議又は第三十一条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣

六条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣

第一号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

同条第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第五十二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十三条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十六条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十七条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十八条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第五十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十一条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十三条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十五条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十六条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十七条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十八条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

第六十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項」に改め、同条中第一項若しくは第二項に改め。

六月を超えない範囲内において政令で定める

二 第一条中消防法第九条の三を同法第九条の二とし、同法第九条の二を同法第九条の三と

定並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める

三 第四十四条及び第四十六条の改正規定を存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅(以下この条において「住宅」という)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第二項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域においては、都)の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。

(住宅用防災機器に関する経過措置)
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅(以下この条において「住宅」という)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第二項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域においては、都)の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。

(第二条前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅(以下この条において「住宅」という)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第二項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域においては、都)の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。

(第三条この法律附則第一条各号に掲げる規定について)
第三条 この法律附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によらない。

(第四条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第五条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第六条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第七条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第八条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第九条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十一条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十二条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十三条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十四条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十五条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十六条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十七条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第十八条前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

平成十六年四月八日印刷

平成十六年四月九日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

A